

帯広市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月5日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第6号

帯広市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 帯広市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「392,000」を「405,000」に、「440,000」を「455,000」に、「492,000」を「508,000」に、「555,000」を「574,000」に、「634,000」を「655,000」に、「740,000」を「765,000」に、「864,000」を「893,000」に改める。

第8条第2項中「第28条第2項及び」を「第28条第2項、第29条第2項第1号及び」に、「「100分の125」とあるのは「100分の95」」を「「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」」に、「「100分の105」とあるのは「100分の87.5」」を「100分の107.5」とあるのは「100分の90」」に改める。

第2条 帯広市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」」を「「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」」に、「「100分の107.5」とあるのは「100分の90」」を「「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の帯広市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の帯広市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。